院内感染に関する取り組み

１　院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安全・確実な医療提供の基盤となるものです。
病院全体で感染防止対策に取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応に努めます。

２　院内感染対策のための委員会その他の組織

感染対策委員会を設置し、毎月１回会議で検討しています。
また、感染防止対策チーム（ＩＣＴ）を委員会内に設置して実務を担当します。

３　院内感染対策のための従業者に対する研修

従業者の感染防止対策に関する意識・知識・技術向上を図るため、全職員および業務委託業者等を対象とした研修会・講習会を年２回以上行っています。

４　感染症の発生状況の報告に関する事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報報告書を作成し、感染防止対策チームが検討し、現場にフィードバックしています。

５　院内感染発生時の対応

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染防止対策チーム（ＩＣＴ）が感染対策を速やかに実施します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携します。

６　患者等に対する院内感染対策に関する事項の提示

本取組事項を院内に掲示し、患者さん及びご家族などに提示します。

７　その他、院内感染対策の推進に関する事項

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員に周知徹底し、必要に応じてマニュアルを見直します。